

R7 宇治川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和 7 年 10 月 28 日(火) 13 時 00 分～14 時 00 分

場 所： 中央流域センター

(淀川河川事務所 枚方出張所内)

参加者数： 委員 3 名、占用者 3 名、一般傍聴者 2 名、
河川管理者 3 名、事務局 3 名



会議の様子

議事内容

1) これまでの会議の報告

- ①令和 7 年度 連絡調整会議の報告
- ②令和 7 年度 占用者説明会の報告

2) 公園等の占用期間について

3) 令和 7 年度審議対象案件の審議

4) とりまとめ

5) その他



会議の様子

出席者

委員名		所属・役職	備考	出欠
委員	綾 史郎	大阪工業大学 名誉教授 (工学)	委員長	○
	福井 直	京都府立大学大学院 教授	副委員長	○
	光田 重幸	元 同志社大学 准教授 (理学)		× (委員長委任)
	川口 将武	大阪産業大学 建築・環境デザイン学科 教授		○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会		× (委員長委任)
行政委員	京都府総合政策環境部 自然環境保全課 課長			×
	京都府教育庁指導部社会教育課 課長			×

2. 現地視察

ランク C 案件のみであったため、現地視察は行っていない。

3. これまでの会議の報告

今年度実施した、「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。連絡調整会議においては、「占用担当部局のみでなく、環境部局、教育部局など、関連する複数の部署で情報を共有し、河川敷の占用地の適正な保全、利用を連携して努めていただきたい。」「近年、水辺のにぎわい創出を目的としたかわまちづくり計画が推進されつつあるが、自然保全との共生、ネイチャー・ポジティブの考えを取り入れることが重要である。」といった報告があった。

4. 公園等の占用期間について

- ・今年度から河川敷占用許可準則に則り、占用期間は原則 10 年とするよう近畿地方整備局より指示があった。
- ・しかし、占用許可に合わせて 10 年ごとに河川保全利用委員会での審議にすると占用地の適切な利用状況確認など、これまでのチェック機能が不十分となる恐れがある。そのため、占用許可期間とは一致しないが、5 年程度を目安に委員会で中間審議の報告を定期的に求めることとする。
- ・原則 10 年については問題ないと考えられるが、常翔学園について 5 年は長いのではないか?
⇒スーパー堤防上の新規利用ではなく、河川敷グラウンドの件である。堤防上の案件に関してはまだ整備中で許可をしていない。
- ・スーパー堤防上のグラウンドは「重要案件」に該当するのではないかと思う。
- ・淀川本川委員会で議論してもらえばよいが、新規案件が生じたときにきちんと判断するようにできるとよい。
- ・常翔のスーパー堤防案件を高水敷グラウンドの変更占用とするという話だったが、決定事項か？適切でないようを感じる。厳しくしろとは言わぬが「忖度」されているように思われないようきちんとプロセスを踏むことも大事である。
- ・許可準則の項目に治水・利水があつて「環境」の項目がないのはなぜか?
⇒改めて確認し、含まれているようであれば「環境」の文言を追加する。
- ・ドローンは原則禁止なのか?
⇒原則禁止であるが、占用区域内であれば占用者の判断でドローンも使用可となる。
⇒今後、どのような手続きで利用できるようになるのかを整理しておいたほうが良い。

5. 令和 7 年度審議対象案件の審議

令和 7 年度審議対象の 2 件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである（審議順）。

■No. 27 庚申町ちびっこひろば（京都市 伏見区 地域力推進室、ランク C）

- ・公園と宇治川の間の道路は交通量が多いが、遊びに来た子どもの安全性はどうか?
⇒公園裏側（南側）に向島小学校が隣接しており、そちらから出入りしている。また、マンションの住人が多く、子どもたちが道路に出たり、渡ることはほとんどない。
- ・樹木が大きすぎるとかえって見えにくくなり危ないかも知れない。定期的な剪定を行ってもらえばよい。
- ・メリケントキンソウなどの外来植生は繁殖力が強いのできちんと管理されたい。
- ・オオキンケイギクなどはまだ入ってきていないか?
⇒現地を見る限り、侵入していないようである。
- ・丁寧に管理されている。プランコもよく利用されているように見受けられる。
- ・ランク C を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様 5 年ごとに審議を行うこととする。

■No. 29 緑地帯（京都市 保健福祉局、ランク C）

- ・かつてはゴミも多かったが、良く管理されているとみられる。
- ・入口付近のクスノキが枯死している可能性がある。また、樹木の支柱のみ残されているので、植樹計画がなければ撤去する、あるいは可能であれば植樹されたい。
⇒支柱付近の対応については検討する。
- ・公園入口付近にブロックが残っているので安全面を考えると撤去されたほうが良い。
⇒ブロックについては撤去する。
- ・日常利用状況はどうか？
⇒高齢者が散歩の休憩をしたり、近傍のグラウンド利用者の休憩場所になっている。
- ・クビアカツヤカミキリの被害が広がっているので、サクラには気を付けられたい。
- ・ベンチはサクラを見るための配置かもしれないが、木陰にあるとよいかもしない。
⇒サクラを見るために少し離してある。
- ・ランク C を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様 5 年ごとに審議を行うこととする。

6. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者からの意見なし。

7. その他

- ・なし

以上